

ST2012(第5版)の経過措置



1. ST2016基準の実施日 :平成28年4月1日

2. 経過措置 : (1) 平成30年3月末までは、ST2012(第5版)基準でも申請を受け付ける。(ダブルトラック)
(2) 平成30年4月1日からは、全てST2016基準で対応する。
(経過措置終了)